

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意は、別紙記載のとおりである。

申立人本人の抗告趣意は、憲法七六条三項違反をいうが、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張に帰し、弁護人竹澤哲夫の抗告趣意のうち、憲法三六条、三八条違反をいう点は、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張に帰し、その余も、単なる法令違反、事実誤認の主張であつて、いずれも刑訴応急措置法一八条一項の抗告理由にあたらない。

よつて、刑訴法施行法二条、旧刑訴法四六六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四七年一一月二八日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	田	中	二	郎
裁判官	下	村	三	郎
裁判官	関	根	小	郷
裁判官	天	野	武	一
裁判官	坂	本	吉	勝